



「奈良県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業」実施要項

奈良県安全・安心まちづくり推進課

(趣旨)

第1 災害や犯罪に強い安全で安心なまちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）をめざすため、県は、市町村と連携し、自主防犯・防災活動の取り組みを支援する必要がある。

県は、「自らの安全は自らで守る」「地域の安全は地域で守る」という自助・共助の意識を持ち、地域で自主防犯・防災活動に先進的に取り組んでいる者を「奈良県安全・安心まちづくりアドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）として委嘱し、県・市町村・アドバイザーが連携して奈良県の安全・安心まちづくりを推進する。

(アドバイザーの活動内容)

第2 アドバイザーは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 地域住民の防犯意識の普及・啓発
- (2) 自主防犯団体の組織化・活性化の支援・助言
- (3) 地域の防犯訓練への支援・助言
- (4) 地域住民の防災意識の普及・啓発
- (5) 自主防災組織の組織化・活性化の支援・助言
- (6) 地域の防災訓練への支援・助言
- (7) その他地域の防犯力・防災力向上に関する支援

(委嘱期間)

第3 アドバイザーの委嘱期間は2年とする。ただし、再委嘱することを妨げない。

(委嘱の手続き)

第4 県及び市町村はアドバイザーの趣旨や活動内容を考慮し、アドバイザー候補者を人選する。

2 人選されたアドバイザー候補者は、「奈良県安全・安心まちづくりアドバイザー登録申請書」（様式第1号）により県に書類を提出する。

3 県は、アドバイザー候補者から提出された書類を審査し、アドバイザーを委嘱し、委嘱状及び身分証を本人に交付する。

(委嘱の取り消し)

第5 県は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合には、その委嘱を取り消すことができる。

- (1) 本人が死亡又は本人から辞退する旨の申し出があった場合
- (2) アドバイザーとしてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(研修)

第5 県は、アドバイザーを対象に研修を行い、必要な養成を図る。

(運用)

第6 市町村は、自治会長等の関係者に奈良県安全・安心まちづくり推進事業の内容及びアドバイザーの周知等を行い、アドバイザーの活動が円滑に行えるよう支援するとともに、県及びアドバイザーと協力して安全・安心まちづくりの推進に取り組むものとする。

2 県は、県政出前トークの実施等により、アドバイザーの活動を支援するとともに、市町村及びアドバイザーと協力して安全・安心まちづくりの推進に取り組むものとする。

(情報提供)

第7 県及び市町村は、アドバイザーに対し、安全・安心まちづくりに関する情報の提供に努める。

2 県はアドバイザーに提供した情報内容について市町村に送付する。

(派遣対象)

第8 アドバイザーの派遣を申請できる団体等は、次のいずれかに該当する団体等とする。

(1) 防犯・防災活動等に取り組み、または取り組もうとする団体等

(市町村、自治会、自主防犯団体、自主防災組織、学校等)

(2) 官民が連携して防犯・防災活動等に取り組むために組織された団体

(まちづくり推進協議会等)

(3) 地域と連携して防犯・防災活動等に取り組み、または取り組もうとする事業者等

2 アドバイザーの派遣は、次の要件を満たすものとする。

(1) 県民を対象に、次のいずれかの目的で開催されるものであること。

① 上記第2のアドバイザーの活動内容に合致するもの

② その他、安全・安心まちづくりの推進のため県が適当と認めたもの

(2) おおむね10名以上の参加者を見込んで実施されるものであること。

(3) 営利目的、政治思想や宗教の教義等を広める目的で開催されるものでないこと。

(4) 参加者から費用を徴する場合は、徴する費用が社会通念上適正であること。

(5) 事業所が実施する場合は、社会貢献活動の一環として行うものであること。

(派遣の手続き)

第9 アドバイザーの派遣を希望する者は、派遣希望日のおおむね2週間前までに「奈良県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣申請書」(様式第2号)を県に提出するものとする。

2 県は、前項による派遣の申込みがあった際には、その採否を決定し、申請者に通知するものとする。また、派遣を決定した場合は、アドバイザーに通知するものとする。

3 アドバイザーが講演等で使用する設備・機材等については、原則申請者が準備する。ただし、申請者が準備できない設備・機材等については、アドバイザーが県又は市町村等から借用する。

(費用の負担)

第10 県は、前条で派遣を決定した場合、アドバイザーに対する謝金及び旅費を県の規定に基づき負担する。

(実績報告)

第11 アドバイザーは、派遣終了後、速やかに「奈良県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣実施報告書」(様式第3号)を県に提出しなければならない。

(費用の支払い)

第12 県は前条の規定による報告を確認のうえ、すみやかにアドバイザーに謝金及び旅費を支払うものとする。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月8日から施行する。